

鎌 総 第 2530 号

令和元年（2019年）11月28日

鎌倉市議会議長

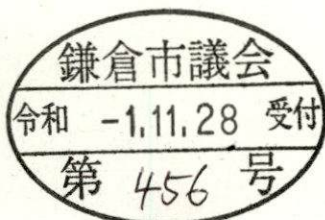
久 坂 く に え 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 13 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (共創計画部交通政策課) (都市整備部道水路管理課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 13 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

鎌倉駅東口駅前広場は改修工事後道路認定するかどうか、管理等について協定を結ぶと聞いているがどのような内容なのか伺いたい。

また、タクシー乗車場については、路外として特例的に認める事とすると警察から言われているが、その他の路外の場所はあるのか伺いたい。

並びに小町通り入口鳥居前の横断歩道、東急ストア側横断歩道は、それぞれバス乗場からの距離が短く、道路交通法上問題があると思われるが、横断歩道の設置は必要性が殆ど無いので撤去するべきだと思われるが如何か。

2 質問の理由

道路交通法上の問題を警察から指摘されており、今後に向けて明確にしておく必要があるため。すでに工事は実施されており、改善をはからないと取り返しのつかない事になるので。

3 答弁

鎌倉駅東口駅前広場（以下「広場」という。）の土地所有者は東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）であることから、今後鎌倉市が当該土地に対して維持管理を行うことに関して、JR 東日本と管理運営に関する協定の締結を目指して、現在協議を行っているところです。

現時点では、協定の内容は確定していませんが、広場内における横断防止柵や照明器具などの附属物の保守工事や、緊急時における広場の運用等について、協定の中で定める予定です。

次に広場の整備に向けては、交通管理者である警察と協議を実施しており、路外の場所については、タクシー乗車場のほか、バスプール、タクシープール、身障者用乗降場も路外扱いとすることで協議を終えております。なお、バスプールとタクシープールについては、現況でも路外扱いとなっています。

次に、小町通り入口鳥居前の横断歩道及び東急ストア側の横断歩道と、各バス乗降場との距離が短いことについての道路交通法上の考え方ですが、道路交通法第 44 条では、「横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分」は停車及び駐車を禁止する場所として定めていますが、「乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りではない」として、除外規定を設けております。バス乗場の設置位置については、警察との交通協議を踏まえ計画しておりますが、改めて警察に確認したところ、道路交通法上問題ないとの回答を得ております。

なお、両横断歩道について、市では車道を歩行者が横断するためには必要であると認識しており、整備後においても、両横断歩道が設置されている前提で、警察との協議を終えております。改めて警察に確認したところ、両横断歩道については必要であるとの回答を口頭で得ております。